



熊本県公報

号外 第5号
令和7年(2025年)
3月11日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1

規 則

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第2号

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年熊本県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- この規則は、令和7年6月1日から施行する。
- 改正後の熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第6条の2第1号の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役、旧刑法第13条に規定する禁錮又は旧刑法第16条に規定する拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている場合は、拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている場合とみなす。